

# 川西市耐震改修促進計画の概要

## 耐震改修促進計画について

### 1 趣旨

本市では、平成 20 年 9 月に策定した「川西市耐震改修促進計画」により、住宅・建築物の耐震化率の目標を定めて、耐震改修を促進させるための施策を総合的に進めています。

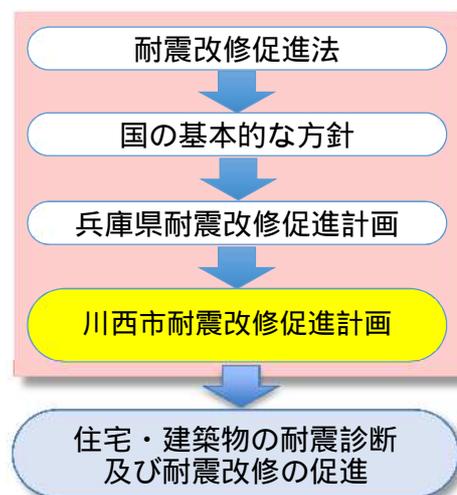
計画は平成 27 年度末に終期を迎えましたが、南海トラフ地震等、巨大地震発生が切迫性が指摘されている中、引き続き住宅と建築物の耐震化を計画的に進める必要があることから、新たな目標や施策を設定し、計画を改定しました。

### 2 計画の位置付け

耐震改修促進法第 6 条に基づき、市が定める計画で、「兵庫県耐震改修促進計画」に即して定められました。

### 3 計画期間

平成 28 年度から 37 年度までの 10 年間



## 川西市で今後発生が想定される地震の規模

川西市内で甚大な被害の発生が想定される地震は、川西市地域防災計画に示されています。地震被害を未然に防ぐためには、旧耐震基準の建築物の耐震改修を促進していくことが必要となります。

川西市における地震被害想定概要(最大値)

	地震の大きさ	震度	揺れによる全壊棟数
六甲・淡路島断層帯	M 7.9	震度 7	13,798
有馬 - 高槻断層帯	M 7.7	震度 7	11,116
南海トラフ地震	M 9.0	震度 6 弱	294

## 耐震化の目標

住宅・多数利用建築物の耐震化率は、兵庫県耐震改修促進計画に合わせ、平成 37 年度に 97%とします。

### 1 住宅の耐震化の目標

耐震化率の目標を 97% / H37 とするとともに、意識啓発活動に関する目標を新たに設定します。

住宅の耐震化の現況と目標

	現況 (H25)	目標 (H37)
住宅総数	64,500 戸	64,400 戸
耐震性なし	10,050 戸	1,900 戸
耐震化率	84%	97%

### 2 多数利用建築物の耐震化の目標

耐震化率の目標を住宅と同じく 97% / H37 とします。

多数利用建築物の耐震化の現況と目標

	現況 (H27)	目標 (H37)
建築物総数	330 棟	375 棟
耐震性なし	44 棟	11 棟
耐震化率	87%	97%

多数利用建築物

(用途) 学校、体育館、病院、劇場、ホテル、旅館、物販店、飲食店、福祉施設等

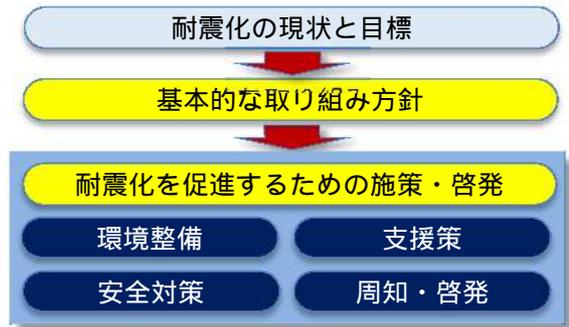
(規模) 一部の用途を除き 3 階以上かつ 1,000 m<sup>2</sup>以上

## 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策

住宅・建築物の耐震化の促進を図るためには、所有者が耐震改修等を行いやすい環境を整え、支援するなど、様々な施策を講じる必要があります。

### 1 基本的な取り組み方針

住宅・建築物の耐震化の促進を図るため、「環境整備」、「支援策」、「安全対策」、「周知・啓発」の4つの柱に基づき施策を講じます。



### 2 耐震化を促進するための環境整備

相談体制の拡充  
耐震診断等に関わる技術者の育成等  
住宅改修業者登録制度の周知  
バリアフリー補助制度との連携

### 3 耐震化を促進するための支援策

簡易耐震診断の推進  
住宅耐震改修等の推進  
多数利用建築物の耐震診断の推進

### 4 地震時の総合的な安全対策

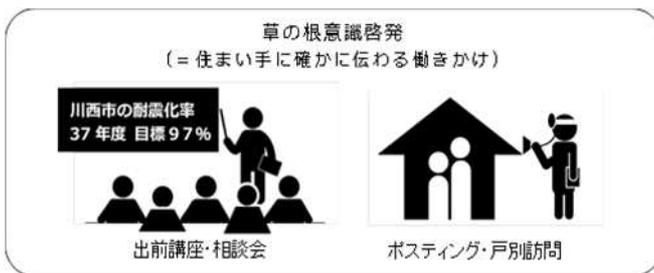
地震時における建築物等の安全対策  
優先的に耐震化に着手すべき建築物  
天井脱落の安全対策  
エレベーター等の安全対策  
大地震時に備えた建築物に関する事前の予防策  
○被災建築物応急危険度判定体制の整備  
兵庫県住宅再建共済制度の加入促進

## 安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

住宅・建築物の所有者等に対し、様々な機会と手段を用いて、耐震化の必要性の認識等の普及・啓発を図ります。

### 1 耐震化の普及・啓発の現状

市民を取り巻く現状  
地域を取り巻く現状  
事業者を取り巻く現状



### 2 多様な手段による耐震化の普及・啓発

- (1) 市民への普及・啓発  
確かに伝わる働きかけ  
耐震改修に関する融資・税制等の情報提供
- (2) 地域への普及・啓発  
自治会・コミュニティとの連携  
子どもに対する防災知識の普及  
高齢者や災害弱者への知識の普及
- (3) 事業者への普及・啓発  
安心して事業者を選択できる仕組みの検討  
事業者が進んで意識啓発できる仕組みの検討

## 住宅・建築物の耐震化を図るための指導

耐震改修促進法に基づく指導・助言、建築基準法による勧告又は命令等を行います。

### 1 耐震改修促進法による指導

耐震改修促進法による指導・助言の実施  
耐震診断が義務付けられた建築物への対応  
所管行政庁との連携

### 2 建築基準法による対応

建築基準法による勧告又は命令等